

第16章 九州本部協賛団体会員規定

(九州本部事務局業務の手引き 2021.11.19 抜粋)

この規定は「地域組織の設置運営に関する規則平成29年5月10日最終改正」第14条、並びに「九州本部の運営における個別事項に関する手引き」(2020.11.27 変更) 第2章により九州管内の法人団体から協賛金を募るものである。

(参加申し込み手続き)

第16の1条 九州本部協賛団体会員になるには、別記様式1号の協賛団体会員入会申込書を、九州本部長に提出し、本部役員会の承認を受けなければならない。また申込書記載事項に変更があった場合速やかに九州本部長に届けなければならない。この場合九州本部長は、入会申し込みのあったことを県支部長に報告するものとする。

(会員証の発行)

第16の2条 前条で入会申し込み手続きを終了した場合、九州本部長は、別記様式2号の会員証を発行するものとする。

(協賛金の金額)

第16の3条 協賛金の金額は、年間1口2万円とする。

(納付の方法)

第16の4条 納付に当たっては、九州本部事務局から送付する別記様式3号請求書によって、毎年度当初支払うものとする。

(協賛団体会員名簿)

第16の5条 九州本部は、協賛団体会員の資格を得た者を協賛団体会員名簿に登録して管理する。なお退会、取り消しのあった場合は削除するものとする。

(退会届け)

第16の6条 協賛団体会員は、退会しようとするときは、別記様式4号の協賛団体会員退会届出書を本部長に提出しなければならない。退会届があった場合、九州本部長は九州本部役員会及び県支部長に報告するものとする。

(協賛団体会員の取り消し)

第16の7条 会員が次の各号に該当する場合は、九州本部役員会の決議を得て、協賛団体会員の資格を取り消すことができるものとする。その場合納付された協賛金は返却しない。

- (1) 協賛団体会員が引き続き2年にわたり会費を納めないとき。
- (2) 協賛団体会員に、日本技術士会又は九州本部の秩序又は信用を害する等好ましくない行為があった場合。

(協賛団体会員の扱い)

第16の8条 協賛団体会員の扱いは次の各号のとおりとする。

- (1) 協賛団体会員の代表又はその代理のものは、九州本部年次大会に出席し意見を述べることが出来る。
- (2) 協賛団体会員は、日本技術士会発行「月刊技術士」及び九州本部発行「技術士便り・九州」の配布を受けることが出来る。
- (3) 協賛団体会員は、九州本部が主催するCPD(5月、7月、10月、2月)及び九州本部管轄下県支部のCPDに協賛金1口当たり1名まで無料で参加することが出来る。参加にあたっては、協賛団体会員を確認できる社員証等を提示しなければならない。
- (4) 協賛団体会員各社は、九州本部みどり部会、建設部会、環境部会、ものづくり部会の長に所属を申し出て部会活動に参加することができる。ただし協賛団体会員の部会参加者については、旅費交通費は各社の自弁とする。
- (5) 協賛団体会員各社から部会所属の申し込があった場合、各部会長は、九州本部長の承認を得るものとする。

別記様式 1 号

公益社団法人 日本技術士会九州本部長 殿

申込年月日 令和 年 月 日

企業名 (団体名)

代表者氏名

印

公益社団法人日本技術士会九州本部
協賛団体会員入会申込書

当社（法人）は、公益社団法人日本技術士会の活動に賛同し、九州本部協賛団体会員に加入することを申し込みます。入会後は、技術士法及び公益社団法人日本技術士会の定める諸規定に従い行動します。

記

企業（法人）名：

代表者氏名：

〒・企業（法人）住所：

電話・FAX：

メールアドレス：

連絡担当者名：